

子家第524-1号
平成22年7月 2日

社団法人 茨城県医師会長 殿
社団法人 茨城県病院協会 殿
茨城県社会保険診療報酬支払基金幹事長 殿
茨城県国民健康保険団体連合会理事長 殿
社団法人 茨城県薬剤師会長 殿
健康保険組合連合会茨城県連合会長 殿
地方職員共済組合茨城県支部長 殿
茨城社会保険事務局長 殿
茨城県訪問看護ステーション連絡協議会長 殿
茨城県難病団体連絡協議会長 殿
茨城県小児慢性特定疾患対策協議会委員 殿

茨城県保健福祉部長
(公印省略)

茨城県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要項の一部改正について(通知)

本県の保健福祉行政の推進につきましては、平素より格段のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業につきましては、茨城県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要項(平成10年3月10日付け予第544号茨城県保健福祉部長通知)により実施しているところですが、今般、別添のとおりその一部を改正し、平成22年4月1日から適用することと致しました。

また、本県では、国の制度のほか、独自に国の認定基準に満たない患者を対象として医療費助成を実施しておりますが、平成22年10月から、別添改正概要のとおり対象年齢を改正することと致しました。

つきましては、別添のとおり、本事業実施要項の改正概要及び改正後の実施要項を送付致します。

今後とも、本事業の趣旨を十分ご理解のうえ、円滑な推進が図られますよう、ご理解、ご協力の程どうぞよろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

茨城県保健福祉部子ども家庭課
児童育成・母子保健担当 清水
〒310-8555 水戸市笠原町 978-6
TEL 029-301-3257
FAX 029-301-3269



茨城県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要項（以下「県要項」という。）の改正概要

（平成 22 年 4 月 1 日適用

一部平成 22 年 10 月 1 日適用）

1 改正理由

(1) 茨城県単独事業の対象年齢の改正

県制度において、未就学児については、医療費助成制度（マル福）による医療費助成が行われていることから、対象年齢を小学校入学後から 18 歳未満（継続申請は 20 歳未満）までの児童としていたところであるが、平成 22 年 10 月 1 日より、医療費助成制度（マル福）の対象が 0 歳～小学校 3 年生まで拡大されること及び当該拡充により新たにマル福対象となった小学 1 から 3 年生について、茨城県単独事業からマル福に移行することによる利用者の不利益は発生しないこと（下記 3）から、県要項を改正し、県制度の対象を小学校 4 年生～18 歳未満（継続申請は 20 歳未満）までとする。

(2) その他所要の改正

国の要綱改正に伴う関係規定の改正。

2 改正概要

(1) 対象年齢の改正（第 3 条第 3 項）

現行	改正内容
・県内に居住する小学校入学後から 18 歳未満（継続申請は 20 歳未満）までの児童で、医療保険被保険者	・県内に居住する小学校 4 年生から 18 歳未満（継続申請は 20 歳未満）までの児童で、医療保険被保険者

※医療費助成制度（マル福）の改正

	現行	改正内容
対象者	0 歳～未就学児	0 歳～小学校 3 年生
所得制限	旧児童手当特例給付の制限額準用	変更なし
自己負担金	医療機関ごとに 外来 1 日 600 円，月 2 回限度 入院 1 日 300 円，月 3,000 円限度	変更なし

(2) その他所要の改正

国の要綱改正に伴い、必要な改正を行った。（第 12 条の 1，別表 2 の 1，様式第 2 号等）

3 その他

県要項改正に伴い、対象外となる小学 1～3 年生について、茨城県単独事業からマル福に移行することによる不利益は生じない。

	小児慢性特定疾患（県単独事業）	医療費助成制度
所得制限	旧児童手当特例給付の制限額準用	同左
申請書類	医師の意見書の添付必要（作成費用が必要）	意見書等費用のかかる書類の添付なし
自己負担額	入院・外来を問わず月 15,000 円	医療機関ごとに 外来 1 日 600 円，月 2 回限度 入院 1 日 300 円，月 3,000 円限度